

事務連絡
令和8年4月8日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

一般名処方加算対象外となった品目の一般名処方について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[別記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立健康危機管理研究機構
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合（47カ所）
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房教養厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

事務連絡
令和8年4月8日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

一般名処方加算対象外となった品目の一般名処方について

厚生労働省では、一般名処方加算対象品目について、当省 HP において処方箋に記載する一般名等の標準的な記載を「一般名処方マスタ」として公表しております。

(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryohou/iryohoken/shohosen_260401.html)

令和8年度薬価改定において、先発品及び後発品の一部は、薬価が改定されたことに伴い、一般名処方加算の対象外となったところです。これらの一般名処方加算対象外品目については、引き続き電子処方箋システムにて一般名処方できるように運用することとしているため、当該品目の一般名コードを電子処方箋情報管理サービス (https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0012115) 及び当省 HP (https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryohou/iryohoken/shohosen_260401.html) で情報提供をしているところです。一般名処方加算対象品目だけでなく、一般名処方加算対象外品目も含めて、電子処方箋システムにおいて一般名処方を行うためには、一般名処方加算対象外品目に係るコード情報も参照する必要があります。

今般、一部の医療機関から、一般名処方加算対象外品目について一般名処方ができなくなったという事象が報告されていますので、貴管下の関係医療機関等に対し、令和8年度薬価改定を踏まえたシステム更新にあたっては、一般名処方加算対象品目が掲載されている一般名処方マスタだけでなく、電子処方箋管理サービスに掲載されている医薬品コード対応表 (https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?sys_kb_id=36c773582b800bd0dac2ff3e5e91bf6e&id=kb_article_view&sysparm_rank=18&sysparm_tsqueryId=c84dabda2b8c03548cc7f4645e91bfa8) も参照いただくよう、周知徹底をよろしくお願いいたします。